

昭和二十五年四月二十四日立案

書記官長

主筆

事務官
書記官
書記官
書記官

枢密院官制及事務規程等の廃止に
関する勅令審査報告

(別紙の通り)

枢密院

枢密院官制及事務規程等の廢止に關する勅令審査報告

謹じ、今回御諮詢の枢密院官制及事務規程等の廢止に關する勅令を審査するに、本件の勅令は、來る五月三日を以て施行せられる改正憲法の

趣旨に則り、枢密院廃止に伴う措置として、(一) 枢密院官制及事務規程並びに昭和二十一年勅令第百九十八号(枢密院事務官に関する勅令)は、五月二日を限り、これを廃止し、(二) 枢密院の残務整理事務は、内閣総理大臣の定めるところにより、その所管部局が掌る(別附)こととするため、本院の詢議に付されたものであつて、別に支障の虞を認めないよつて本件は、この儘これを可決されて、差支えのないものと思料する。

右謹じ、審査の結果を報告する。

昭和二十二年四月二十四日

書記官長

議長宛